

名古屋市マスコットキャラクター使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市マスコットキャラクター「はち丸」「だなも」「エビザベス」「かなえっち」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本規程において用いられる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 商品 販売を目的として製造した製品及びそれに準ずるものをいう。
- (2) 景品 商品等の販売促進を目的とした製品及びそれに準ずるものをいう。
- (3) 広告 商品や事業等の情報を世間に広く宣伝するものをいう。

(景品・広告宣伝など商品以外を目的とした使用の申込)

第3条 景品・広告宣伝など商品以外の用途でキャラクターを使用する場合は、名古屋市マスコットキャラクター使用申込書を名古屋市に提出すること。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 報道関係機関以外(機関紙や地域広報紙など)で、名古屋市が、その使用目的を前号に準ずるものと認めた場合
- (4) 第4条にしたがい、名古屋市より承認を受けた商品について、当該商品に関連した広告・宣伝に使用する場合
- (5) その他名古屋市が別に定めた場合

(商品の製造及び販売を目的とした使用承認の申請)

第4条 商品の製造及び販売を目的としてキャラクターを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、名古屋市マスコットキャラクター使用承認申請書(様式第1号)、商品デザインシート(様式第2号)を名古屋市に提出し、その承認を受けること。使用承認の内容について変更しようとする場合も同様とする。

(使用承認基準)

第5条 名古屋市は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査する。審査の結果、使用を承認するときは、承認番号を付してキャラクター使用承認書を交付するものとする。

2 キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、名古屋市はこれを承認しないこととし、キャラクター使用不承認通知書を交付するものとする。

- (1) 名古屋市のPRという趣旨に反する恐れがある場合
- (2) 名古屋市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのある場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れのある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- (6) 名古屋市の事業又は名古屋市の認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合
- (7) キャラクターを正しい使用方法に従って使用しない恐れがある場合
- (8) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (9) その他、承認することが不適当と認められる場合

(使用承認後の手続き)

第6条 商品の製造及び販売を目的として使用承認を受けた者は、商品の発売前に、商品の完成品を名古屋市に提出するものとする。ただし、物品の性質上の理由などで、完成品を提出することが困難な場合は、協議の上、イメージデータの提出等に替えることができる。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、名古屋市の指示するデザインガイドラインに従うこと。
- (2) キャラクターのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに安全性、品質についても十分な配慮をすること。
- (3) J A S法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守すること。
- (4) キャラクターの使用に際し、その表情、様態等の一部であっても、これを変えるにはすべて事前に名古屋市の了解をえること。
- (5) 商品の製造及び販売を目的として使用しようとする者は、名古屋市との間に 名古屋市マスコットキャラクター使用許諾契約書 を締結し、これを遵守すること。
- (6) 当該使用に係る物品の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。当該使用に係る物品を原因とする事故に対しては、名古屋市は一切の責任を負わない。

(使用承認の取消)

第8条 名古屋市はキャラクターの使用が使用承認基準及び承認内容に違反していると認められる場合は、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

- 2 名古屋市は、前項の規定により承認を取り消されたものに対し、当該承認に係る物品の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。
- 3 名古屋市は、承認を得ずにキャラクターを使用している者又は使用しようとしている者に対して、その物品の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。
- 4 取消し等に伴う使用物品の回収費等は使用者の負担とする。

(使用料等)

第9条 使用承認を受けた者に対するキャラクターの使用料は無償とする。

(損失補償等の責任)

第10条 名古屋市は、キャラクターの使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

(補則)

第11条 この規程に定めるものの他、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、名古屋市が別に定める。

(附則)

この規程は、平成24年4月 1日から施行する。
この規程は、平成27年1月27日から施行する。
この規程は、令和 2年4月 1日から施行する。